

○神戸市教育委員会指定管理者選定評価委員会規則

平成25年3月29日

教委規則第8号

改正 平成27年3月31日教委規則第13号

(趣旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和31年11月条例第36号）第2条の規定に基づき、神戸市教育委員会指定管理者選定評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員5人以内（第5条第1項の規定により部会を設置する場合にあっては、10人以内）で組織する。

2 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、学識経験を有する者その他教育委員会が特に必要があると認める者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第3条 委員（前条第3項の規定により委嘱されたものに限る。以下この項及び次項において同じ。）の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、その者の委嘱に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(部会)

第5条 委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 委員会は、その定めるところにより、部会の議決をもって委員会の議決とすることができる。

(議事)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 前3項の規定は、部会の議事に準用する。

(意見の聴取等に関する協議の要請)

第7条 委員会及び部会は、必要があると認めるときは、第三者の出席及び意見の聴取並びに第三者からの資料の提出に関し、協力を要請することができる。

(除斥)

第8条 議案が指定管理者の候補者の選定に関するものである場合において、委員又は臨時委員が指定管理者の指定を受けようとする団体と直接の利害関係を有するときは、当該委員又は臨時委員は、その議事に加わることはできない。ただし、委員会の同意があるときは、会議に出席し、発言することができる。

2 前項の規定は、部会の会議に準用する。

(会議の公開等)

第9条 委員会の会議は、これを公開する。ただし、委員の発議により、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で議決したときは、この限りでない。

2 前項本文の規定にかかわらず、議案が指定管理者の候補者の選定に関するも

のである場合においては、委員会の会議は、公開しない。

3 前2項の規定は、部会の会議に準用する。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、教育委員会事務局総務部総務課において処理する。

(施行細目の委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日教委規則第13号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。